

■臨港地区内の分区における構築物の規制（建設可能な構築物）

商港区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

- (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
※次頁に港湾施設一覧表があります。
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその付帯施設
- (3) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設その他市長が指定する施設
- (4) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設
- (5) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他市長が指定する施設
- (6) 市長が指定する保税工場及びその付帯施設
- (7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他市長が指定する施設
- (8) 空港施設
- (9) 税関、地方運輸局、海上保安部、検疫所、入国管理事務所、地方整備局、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所
- (10) 港湾の旅客又は商港区内の施設における事業に従事する者の利便の用に供するための飲食店、旅館及びホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）、保険業の店舗、郵便局、銀行の支店、駐車場、船用品販売店その他市長が指定する便益施設

■港湾法第2条第5項に規定する港湾施設一覧表

港湾法第2条第5項に規定する港湾施設			分区名						
			商 港 区	工 業 港 区	特 殊 物 資 港 区	漁 港 区	保 安 港 区	マ リ ー ナ 港 区	修 景 厚 生 港 区
注) ①上屋を除く ②食糧サイロを除く									
第2号	外郭施設	防波堤、防砂堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁	○	○	○	○	○	○	○
3	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場	○	○	○		○	○	○
4	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	○	○
5	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	○	○
6	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	①		○		
7	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○		○			○	○
8	保管施設	倉庫、野積場、貯木場及び貯炭場	○	○	②				
		危険物置場及び貯油施設		○	○				
8-2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶並びに船舶保管施設	○	○	○		○	○	○
8-3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○	○	○	○	○
9	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用の緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○		
9-2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設、その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）、	○	○		○	○		
9-3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所、その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○	○
10	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所、その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	○	○
10-2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫、その他の港湾のための施設（第14号に掲げる施設を除く）	○	○	○	○	○	○	○
12	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	○				